

国立大学法人東京学芸大学任期付附属学校運営参事給与規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則 第 22 号

改正（施行） 平 19 則 18（19. 4. 1）

平 20 則 11（20. 4. 1）

平 21 則 13（21. 4. 1）

平 26 則 17（27. 1. 1）

平 31 則 5（31. 2. 7）

令 6 則 33（6. 9. 26）

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成 16 年規則第 20 号。以下「就業規則」という。）第 3 条第 4 号に規定する任期付附属学校運営参事（国立大学法人東京学芸大学年俸制給与に関する規則（平成 26 年規則第 13 号）第 2 条第 2 号の規定の適用を受けている者を除く。以下「運営参事」という。）の給与に関する必要な事項を定めるものとする。

（給与の区分）

第 2 条 運営参事の給与は、俸給、諸手当及び賞与とする。

（俸給の決定）

第 3 条 本学の附属学校に勤務する副校長（副園長を含む。以下同じ。）が運営参事に就任した場合の俸給については、従前のおりとする。なお、副校長以外の附属学校教員については、副校長職相当に昇格させるものとする。

2 本学の附属学校を定年により退職した者が運営参事に就任した場合の俸給については、国立大学法人東京学芸大学定年退職等再雇用職員給与規則（平成 16 年規則第 23 号）によるものとする。

3 第 1 項に定める者以外の者が運営参事に就任した場合の俸給の決定は、常勤職員の例によるものとする。この場合、適用する俸給表は教育職俸給表（二）とし、職務の級は 4 級に格付けするものとする。

（諸手当）

第 4 条 運営参事には、国立大学法人東京学芸大学職員給与規則（平成 16 年規則第 8 号。以下「給与規則」という。）第 17 条に定める管理職手当を支給するほか、当該職員に適用される規則に基づいた諸手当を支給する。

2 前項に定める諸手当のうち、給与規則第 16 条に定める俸給の調整額において、別表第 8 に定める附属特別支援学校に勤務する対象職員に、当該学校から運営参

事に就任した者を含めるものとする。

(賞与)

第5条 運営参事には、常勤職員の例に準じて、期末手当及び勤勉手当を支給する。

(その他)

第6条 給与の支給その他この規則に定めのない事項については、常勤職員の例に準ずるものとする。

2 前項により難い場合は、その都度個別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令6則33)

この規則は、令和6年9月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。